

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 2年 6月 17日

秋田県知事 佐竹 敬久 殿

提出者

住 所 宮城県仙台市青葉区本町2-10-28

氏 名 若築建設株式会社 東北支店
常務執行役員支店長 野木 秀高

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 022-221-4325

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	若築建設株式会社 東北支店
事業場の所在地	宮城県仙台市青葉区本町2-10-28
計画期間	令和 2年4月1日～令和 3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	06：総合建設業
② 事業の規模	899,000千円（秋田県内）
③ 従業員数	5名（秋田県内）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物（工事現場）→廃棄物の運搬（運搬業者委託）→ 廃棄物処理業者（委託）→再生利用または、最終処分

（日本工業規格



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添 建設副産物管理組織図の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】 別紙-1の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 各工事ごとに管理責任者を明確にした。 ・ 各工事の計画、施工段階で廃棄物の分別指導を徹底した。 ・ 簡素梱包品を購入するように心がけた。		
②計画	【目標】 別紙-2の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 建設業なので、予定工事の受注件数、工事の内容により産業廃棄物排出量が大きく変動しますが、上記取組みを徹底し、継続する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 現場発生品の分別・保管を徹底している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 現状の取組みを、より徹底するよう指導する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】 別紙-1の通り	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】 別紙-2の通り	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】 別紙-1の通り	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙-2の通り	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】 別紙-1の通り	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】 別紙-2の通り	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】 別紙-1の通り	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	(これまでに実施した取組)	
<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理において、収集運搬業者と処分業者は可能な限り電子マニフェスト登録業者と委託契約し業務の透明化・簡素化を図った。 		

【目標】 別紙-2の通り		
②計画	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
<ul style="list-style-type: none"> 今まで通り電子マニフェストを積極的に利用していく。また電子マニフェスト未登録業者には、登録するようお願いする。 		
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

建設副産物管理組織図



